

2007年10月25日

埼玉県知事
上田清司 殿

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 片山 修三

要 請 書

「安心安全の切り口で全ての行政分野を見直す」「県庁を優れた経営体へ」「県行政を最大のサービス産業へ」の三つの哲学に基づき、「ゆとりとチャンスの埼玉」づくりを目指し、県政の運営に全力で取り組まれている上田清司知事に心より敬意を表するものがあります。

さて、私たち連合埼玉は「ゆとり・豊かさ・公正な社会」の実現をめざす取り組みとして、県政への政策制度改善要請項目を以下のようにまとめました。

本要請は経済優先社会から脱皮し、生活者重視への社会的転換をはかり、まじめに働くものが報われる公正な社会の実現と、安心して暮らせる地域社会の確立に向けた政策制度事項であります。

つきましては、可能性に満ちた埼玉県を日本一と言われる県にするため、また、上田県政をさらに発展、拡充していくためにも、本要請を勤労県民の総意として受け止めていただき、平成20年度の予算編成に反映されるよう要請いたします。

2007年度

政策制度埼玉県への要請

8分野 39項目

I. 総合経済・産業政策

1. 団塊世代をはじめとする中高年層が退職後も、優れた知識や経験を活かして地域で活躍できる社会の構築にむけて、以下の施策を講じること。

- (1) 県と市町村が一体となって、団塊世代や中高年の退職後の就職や起業、NPO・ボランティア活動などの支援をおこなうために、各市町村における「団塊世代活動支援センター」設置にむけた指導・支援を行うこと。
- (2) 団塊世代や中高年層が、退職後も生き生きと活躍するための支援活動とその実効性を高めるために、関係団体による「団塊世代活動支援推進会議（仮称）」を設置すること。

<要請の根拠>

- (1) 高齢社会が益々進展するなかで、労働力不足、技能・技術の伝承、後継者問題などへの対応が求められている。

このような中で、2007年問題といわれる団塊世代の定年退職が本年から始まった。埼玉県地域労使就職支援機構の調査によると「定年退職後も働く意志がある」方が80%、その内で現在の勤務先を望む方が60%、勤務先以外を望む方が25%、起業・NPO・ボランティアなどを希望している方が10%となっている。

埼玉県は、中小企業の技術支援・再就職・起業・NPO活動など、地域で団塊世代に代表される中高年世代を活力として取り込む仕組みづくりにむけて「団塊世代活動支援センター」を設置し支援活動をスタートした。

「団塊世代活動支援センター」は、各地域（市町村）で取り組んでもらうための「気運・流れ」をつくることを使命とし、3年間の限定設置となっているが、団塊世代や中高年の活躍の場、受け皿は各地域であることから、県として、各市町村での積極的な「団塊世代への支援体制」構築にむけた支援・指導が求められる。

- (2) 県（団塊世代活動支援センター）や、労働局・労働団体・労働福祉団体・経営団体・NPO、などで構成する「推進会議」を設置して、各々の機関や団体が行っている団塊世代や中高年層への支援活動や情報をネットワーク化し、より効果的な支援活動や具体的な活躍の場の提供・拡大など、実効性を高める施策の展開が求められる。

2. 埼玉県特有の財産である森林や身近なみどり、農産物など、埼玉の特色を活かした地域活性化策を市町村と一体となって進めること。

- (1) 山林や休耕地などを活用した、自然・緑など埼玉の魅力を県内外に発信できる「観光施設」「農林業体験施設」や「週末や休暇を農山村で過ごすスローライフ施設」「移住場所」など、埼玉県の新名所づくりを行うこと。
- (2) 地域特産品・ブランド品などの『朝市』を推奨し、農業振興と地域活性化をはかること。

<要請の根拠>

(1) 埼玉県は森林が県土の3分の1を占めているが、林業経営の悪化や担い手の高齢化などから、所有者の努力だけでは十分な管理ができず、森林の荒廃が問題となっている。県においては、森林の持つ公益的機能（水源かんよう機能、地球温暖化防止など）の維持、自然環境保護の観点から県民参加の保全活動の推進が求められている。

また、近年はより安全・安心な農産物に対する消費者ニーズが高まっているが、林業と同様に農業従事者の高齢化により後継者がいなくなった農家・農地などが増えている。

恵まれた自然・首都圏に位置する優位性を活かし、山林や休耕地を有効活用した、観光施設や・体験型の農林業施設、移住場所など、市町村と一体となった名所づくりが求められる。

(2) 県産のブランド野菜・花などを広く県内外にPR・販売するために、小規模農家や地域商店街が連携した「朝市」を推奨し、観光スポット化するなど、市町村と一体となった地域活性化の取り組みが望まれる。

3. 公正労働基準と労働関係法の遵守を基準とした「公契約制度」確立に向けて、以下の施策を講じること。

(1) 公共サービスの質の向上に資する入札制度とするために、価格だけではなく技術力や品質も含めた、総合評価方式を拡充すること。

(2) 業務委託などにかかわる契約については、透明・公正を確保し、安易な随意契約が横行しないよう競争入札の原則を徹底すること。

(3) 全ての落札基準に「総合評価方式」を採り入れ、公正労働基準や労働関係法、福祉・環境・人権など、企業の社会的責任を果たしている業者に評価点を加える落札制度とすること。

<要請の根拠>

埼玉県は、建設工事発注においては総合評価方式による入札を実施しており、公共調達改革の具体的な取り組みとして、総合評価方式の拡充を進めている。

各市町村は、「総合評価方式」は談合防止及び工事品質の確保に期待できる制度と考えているものの、実施にあたっては「評価項目や基準の設定」「外部学識経験者の意見の義務付け」などを大きな課題として、県の実施状況を見極めながら導入の検討をする、としているところが殆んどである。

全国知事会は「1,000万円以上の公共工事の入札及び契約については一般競争入札」の方向を決議しているが、全ての落札基準に「総合評価制度」を採り入れた「公契約制度」の確立に向けた県の積極的な取り組みが求められる。

II. 雇用労働政策

1. 若年者の雇用・就職支援として以下の施策を講ずること。

- (1) ヤングキャリアセンター埼玉や若者自立支援センター埼玉などの就職支援相談窓口をハローワークなど関係機関と連携し、幅広くPRすること。
- (2) 若年者就業支援窓口を県北部にも設置すること。合わせて、カウンセラー等支援員の増員を行うこと。
- (3) 若者の就業意識を高めるために、産業界・教育局と連携し小中学生での就業体験や高校生のインターンシップなどを含め有効な対策を講ずること。

<要請の根拠>

- (1) ヤングキャリアセンター埼玉や若者自立支援センター埼玉は、若年者の雇用支援に効果を上げているものの、まだまだ認知度は高い状況とは言えない。特に就職に悩みを抱える子どもの保護者は、相談窓口があることすら知らない人がいる。また、高校卒業と同時にフリーターになる確立が高い埼玉県においては、学校教育と連携を密にしたPRが必要である。
- (2) ヤングキャリアセンターに続き、若者自立支援センターが設置され若年者の就業支援窓口は2か所となり充実されつつあるが、県南に集中していることは否めない。窓口はより近くにあることが望ましいとの考え方から、今後2か所程度の増設が必要であり、特に県北の拠点づくりが急務である。また、支援員が相談者に対して、時間をかけた一対一の対応が効果を上げていることは実証済みであり、支援員の増強が就職率を上げることにつながる。今後の拠点拡充を視野に入れ、若者自立支援センターの運営形態にあるように、幅広くNPO団体等と連携をはかり支援員の増員を行うこと。
- (3) 高校卒業者への求人倍率は1.65倍と高い水準であるが、職種による差が大きく建設・製造など「ものづくり埼玉」を支える職種において求人倍率は高いが、募集しても人が集まらない状況である。埼玉にも優秀なものづくりの企業が中小を含め多くある。特に中小は認知されていないが全世界のシェアを独占している企業が埼玉には多くある。技能・技術の伝承など今後も埼玉がもの作りを継続発展できる環境をより向上させるためにも、早い段階から若者の就業意識を高める必要がある。

2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。

- (1) 障がい者授産施設自立支援として、施設の経営能力と付加価値生産能力が向上するような施策を講ずること。また県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを広くPRし受注につながるような支援を行うこと。
- (2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。

<要請の根拠>

- (1) 授産施設で作られた商品の販売は、行政機関を中心とした店舗や販売ルートがほ

とんどであり、消費者(消費量)も限られている。売り上げを伸ばす事は、仕事量も増え就労意欲向上や施設運営面でも重要と言える。売り上げを伸ばすには、売り上げの量または価格を上げる必要がある。付加価値生産を高めなければ、海外の廉価な商品との競合にさらされてしまう。多種少量生産など大手との違いも必要であるが、施設独自の得意分野のPRなどを行い、価格ではなく付加価値で受注となるような支援が必要である。

- (2) 障がい者の就労意欲は高く“雇用の場”は重要な社会的自立支援となっている。しかし通勤を伴う雇用形態では、就業に結びつかないことも多くある。県別で見ると、埼玉県の障害者雇用率は低く改善が必要である。さまざまなITが普及している現在では、企業も在宅勤務での雇用が可能である。

3. 一人親家庭における親の就職支援として以下の施策を講ずること。

- (1) 県内各企業と連携して助成金や税制上の優遇措置を設定し、短時間勤務での正社員採用を行いやすい環境にし、子育てがひと段落した後に、通常勤務に変更できるような制度を促すこと。
- (2) 子育てなどに起因する、仕事に対するキャリア形成の遅れなどを取り戻せるように、各企業が望むさまざまなスキルやキャリアを醸成できるセミナーなどを、参加しやすい方法で開催すること。

<要請の根拠>

- (1) 一人親の家庭は、子どもが小さいときは働ける時間などが制約されることもあり、経営からは敬遠されることがある。しかしながら、長期的に考えると就業意欲は高く、子育てが落ち着いた後の重要な人材となる。各企業に対し積極的に採用できるような支援策を設定し、正社員への道を広げることが必要である。
- (2) 生活保護水準との兼ね合いから、就業しても生活水準が向上できない実態もうかがえる。またパート・アルバイトなどを長期間続けることで、本人の仕事に対するキャリア形成が遅れることもあり、正規社員への就職に影響が出ていると考える。各企業が望むキャリアを醸成できるようなセミナーなどを関係機関と連携して、参加しやすい方法で定期的に行うこと。またセミナーなどの修了者に、就業の斡旋を行い早期の就職および生活保護からの脱却を促す必要がある。

4. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの国庫補助の廃止を踏まえ、県内9箇所のサービスセンターの経営自立化をめざし、以下の支援を行うこと。

- (1) 魅力あるサービスセンターへの改善・改革を進めるために、求められるサービス内容やセンター運営などについて、会員ニーズを把握するために県内全てのサービスセンターの会員(事業主と従業員)を対象とした「調査」を実施すること。
設問内容や具体的な実施方法などについては、既存のサービスセンター(9箇所)と当該自治体・埼玉県・埼玉労福協で構成している「埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会」に依頼すること。
- (2) 経営基盤の強化施策の一環として、事業の統合と未設置自治体も含めた広域化を

県行政の立場から強く要望・奨励すること。

- (3) 「埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター経営改革・改善委員会（仮称）」を設置し、自立化に向けた具体的な検討と当該自治体への指導・要請を行うこと。
- (4) 社団法人埼玉県労働者福祉協議会（埼玉労福協）が改善・改革にむけた具体的な提言や要請を出していることから、その要請内容を踏まえた支援を行うこと。

<要請の根拠>

企業規模間における格差が問題化している中で、中小・零細企業単独では困難な福利厚生について地域の中小企業勤労者と事業主が共同で行う中小企業勤労者福祉サービスセンターの役割は益々重要となっている。

しかし、一方で提供するサービスメニューの魅力低下などによる会員数の伸び悩みや、国庫補助廃止なども踏まえたセンターの自立運営（経営）が喫緊の大きな課題となっている。

県は「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」で平成17年度の会員数34,406人を平成23年末までに40,000人とする計画を掲げているが、国庫補助の廃止を踏まえて、県としてより積極的な支援が求められる。

Ⅲ. 福祉・社会保障

1. 改正介護保険法の定着・発展に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 各市町村が進める地域の実情に応じた地域密着型サービスの整備を着実に推進するため、県として積極的に支援すること。
- (2) 介護サービスを地域で利用する方が安心かつ継続的に受けられるよう介護サービスを提供する事業者の運営に関して、介護保険制度の理念に則り適切に行われているか現状を把握し、指導すること。

<要請の根拠>

- (1) サービスの普及および適正利用の観点から、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を行うとともに、各市町村で運営する地域密着サービスの中心である地域包括支援センターの実施状況および運営実態を財政基盤も含め検証し、改善等必要な指導を行う必要がある。
- (2) 最近、介護サービスを行う大手事業者の不正行為が発生したことから、事業者の新規指定および更新において、不正請求等の指定取消要件や労働関係法規・通達の遵守を周知・徹底するとともに、各市町村に対し事業者の状況について十分な把握を行い、改善等必要な指導を行う必要がある。

2. ノーマライゼーションの実現に向けて、障がい者の社会参加のため以下の施策を講ずること。

- (1) 「障害者自立支援法」の施行を踏まえた施策を講ずること。
 - ① 障害福祉サービスの実態を検証するとともに、必要な改善を図ること。
 - ② 「障害者自立支援法」の施行による地域間格差が生じないように、市町村に対し適切に指導するとともに、必要に応じた財政的支援を検討すること。
- (2) 障がい者の社会参加を阻む心理的バリア解消に向け、学校等教育の場をはじめ、ホームページでの呼び掛けなどあらゆる場面を活用し、啓発活動を行うこと。
- (3) 障がい者が生活しやすい街づくりを推進するために、公共施設内での音声案内設備の拡充および公共交通機関などの優先席の拡充や料金割引を行うよう、関係機関に働きかけること。

<要請の根拠>

- (1) 自立支援と社会参加の観点から、利用者の実態に応じた障害福祉サービスが適切に行われることが重要であり、その実態を調査・検証し、必要な場合は速やかに改善を行うよう県として強く指導する必要がある。

また、自己負担や経営難の施設に対する補助の有無が自治体によって様々な現状であり、本来障がい者が居住する地域によって大きな格差が生じることは好ましくないことから、市町村に対し指導するとともに必要に応じた財政的支援を県として検討すべきではないかと考える。

- (2) 障がい者の社会参加を阻む要因の一つとして、市民の障がい者に対する意識上のバリアが上げられており、身体障がい者に対する「手助け」、知的障がい者や精神障がい者への「障がい者福祉への理解」などが求められていることから、教育現場での交流学习の実施など、県としての理解活動・啓発活動が必要であると考えます。
- (3) 障がい者が積極的に街の中に出かけるには、交通・都市環境の整備など県や市町村が一体となり取り組むことが必要であり、公共交通機関等の優先席の設定や料金割引は現状も行われているが、さらに拡充が望まれている。

IV. 交通政策

1. 全ての県民が安全・快適に利用できる交通の提供に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 交通機関・交通施設のバリアフリー化を推進するとともに、点字ブロックの整備・維持を行うこと。
- (2) 高齢者・障がい者等にとって、住む場所によって地域間格差が生じないように、交通網の維持・確保を指導するとともに、必要な支援を行うこと。

<要請の根拠>

- (1) 高齢者や障がい者のみならず全ての人が、生活における移動を市民の権利として保障し、交通政策を総合的に推進するためには、県がその推進母体として各市町村に働きかけを行うとともに、必要に応じた財政的支援を県として検討すべきではないか。

特に、高齢者や障がい者が安心して街の中に出かけるためには、交通機関や交通施設のバリアフリー化は喫緊の課題である。また、点字ブロックは視覚障がい者にとって外出時の支えとなるものであり、早急に取り組むべきである。

- (2) 国の規制緩和政策に伴い、不採算のバス路線が廃止されるなど、生活における移動手段の確保が困難になっている地域もあることから、特に高齢者や障がい者が市民生活に必要な交通路線の維持・確保のために、県として各市町村に対し、指導するとともに必要に応じた財政的支援を県として検討すべきではないかと考える。

2. 県民が快適で安心して生活するために、県内の橋梁の早期点検と補強工事等の必要に応じた対応策を講ずること。

<要請の根拠>

米国ミネソタ州の橋崩落事故の例を挙げるまでもなく、橋の安全性は県民が快適かつ安全に県内道路を通行する上では欠かせないものとなっている。また、新潟県中越沖大地震のように近年大型の地震が頻繁に発生していることから、県内においても早期点検と、それに対応しての補修工事や架け替えなど対策を行うことが必要と考える。さらに、早期点検による早期補修により橋の延命化を図ることから、安易な架け替え

を避けることになり、安全性を確保しつつ財政的にも貢献できるものであり、出来るだけ早期の対応策が求められている。

V. 環境・資源・エネルギー政策

1. 年齢・性別に関係なく安心・安全に暮らせる住環境をめざし、以下の施策を講ずること。

- (1) コンパクトシティの推進にはニュータウン開発に限らず、近隣の旧市街地（特に駅前）を包括した計画を図ること。
- (2) 少子高齢化による地方の過疎化を防止するためにも、若者に魅力のある再開発計画を検討すること。
- (3) 県営（公営）住宅居住者の高齢化による防犯・防災などの対策を図ること。

<要請の根拠>

- (1) 団塊世代の大量退職により、超高齢化社会へ確実に移行しはじめている。
生活者が公共交通機関を主な生活の足として利用することで、自然・交通の両環境を保護できる。
単独でのニュータウン開発では長期的視野で見たとき、孤立化や地域の衰退が危惧されているため、街づくり三法の改正とリンクした駅前の活性化を主体としたコンパクトシティ構想が不可欠である。
- (2) 地域に次代を担う年齢層は必要であり、若者が生活したいと思えるライフステージの整備が重要となる。例えば独特な街並みなどで、景観の差別化に付加価値を見出すべきである。
- (3) 昨今では、公団住宅などで入居者の高齢化が顕著となっている。防犯・防災および減災活動においては、地域組織が取り組むことで効果を挙げているが、この背景には幅広い年齢層がお互いに支えあうシステムが根幹にある。
ただし、入居者保護の観点から、一概に建て替えなどによる強制的な入れ替えではなく、若者をターゲットとした斬新なリフォームの導入や低層階に高齢者優先・高層階に若年家族優先などとした、新たなシステムの構築が必要である。

2. 大規模自然災害時に東京都へ通勤・通学している帰宅難民救済の具体的な取り組みを強化すること。

<要請の根拠>

毎日100万人を超える県民が東京へ通勤・通学している。また、近隣都県から県内へ通勤・通学されている方もおり、帰宅困難者への対応は極めて重要な都市課題として、マスコミを含めた各方面で論じられている。

当該市との連携はもちろんのこと、地域の企業、商店街、住民による情報収集と情報提供などの機能を含めた、具体的な沿道支援のシステム作りが求められており、県の前向きな取り組みが期待されている。

3. 河川の護岸工事は自然環境保護と水質浄化の観点から、天然素材および植物を主体とする護岸方法で施工すること。また、順次改修すること。

<要請の根拠>

全面コンクリートによる護岸は、日光の入射角などで水温上昇を招く一方で、葦などの水生植物には水の浄化作用があることが立証されている。県内の清流化にむけて、河川が本来持つ生態系を復活させるためにも、天然素材を主体とする護岸にする必要がある。

VI. 食品・農林水産政策

1. 農林業の振興と活性化を図ること。

- (1) 山林・農地・緑地へ減免・助成・貸付制度の充実を図ること。
- (2) 休耕地の利用促進に向けて、バイオエタノールと原料について有識者などによる研究会を設置し検討すること。

<要請の根拠>

- (1) 市町村合併により、農地などに関わる課税額が町村時より市制へ移行し増加し、各種支援制度なども変更され、税源移譲により住民税も増加し小規模農家は著しい増税となっている。

市街化区域農地は住宅並み課税であり、生産緑地地区の指定を受けなければ農地課税にならず、廃業などによる贈与・相続時に納税のために止むを得ず売却（宅地化）する現象は続いている。

県の農業貸付対象者の60歳規制は年金の支給開始年齢や企業の高齢者雇用とあいまって、現状に見合った内容へ改善すべきであり、多様化した働き方が進行する現状では、農林業全般においても、実情に見合った兼業範囲を見直す必要がある。

また、森林ボランティアなどによる保全活動は実績を挙げつつあるが、支援団体などへの助成制度の充実が求められている。

県が推奨する清流と田園を守るためには、特に小規模の農林業への対策が必要であり、県内の山林・農地・緑地の減少に歯止めを掛けるためにも、関連する各種減免・助成・貸付制度の改善・充実が求められている。

- (2) 昨今の原油価格の高騰と地球温暖化の環境問題から、バイオエタノールは着目されている一方で、遺伝子組み換えや大量の農薬使用などで、近隣農産物との安全性の関係が懸念されている。

県内におけるバイオエタノールへの転換見通しや、原料生産に関わる安全性などについて、有識者および関係団体との研究会を設置し検討すべきである。

Ⅶ. 教育政策

1. **教員が心身共に健康で、児童生徒と向き合う時間を生みだし、教育活動をさらに充実させるため、学校および県・市町村教育委員会が、それぞれの実態を踏まえ主体的かつ継続的に、教員の恒常的多忙感の解消に取り組むこと。**

<要請の根拠>

文部科学省は5月23日、40年ぶりに実施した教員の勤務実態調査の結果を公表している。対象となった公立の小中高校の教員では、1日の平均勤務時間が10～11時間で、恒常的に1日約2時間の残業・持ち帰りとなっている。

これまでの学校は、生徒にとって教育的意義があるという理由で、本来学校が担うべき役割を超え、多くのことを抱えこんできた。また、社会変化等の影響を受け、社会や保護者が学校に求める役割が、以前と比べて確実に増加している。

教員の職務は、発達過程にある児童生徒を相手とし、その人格形成や成長に大きな影響を与えるものであるため、常に緊張感を伴い、また、授業のための準備、教材研究はもとより、校内の分掌業務や外部への文書提出、保護者や地域との対応など、一定時間内に多様な業務を抱えている。また、休憩が日によってはとれないこともあり、多忙感を一層募らせている。

こうした実態を踏まえ、教員が心身共に健康で、意欲を持って教育活動に取り組み、また、児童生徒と向き合う時間をできるだけ多く確保して行くためには、教育委員会と学校現場が一体となって、教員の多忙感の解消に向けた取り組みを積極的に進める必要がある。

2. **外国人生徒の教育を受ける権利を確保するため、「外国人特別選抜」実施校の拡充と、出願資格である「入国後の在日期间が3年以内の者」を「入国後の在日期间が7年以内の者」に見直すこと。**

<要請の根拠>

県内に居住する外国人児童生徒は年々増加しており、学校基本調査によると、平成18年度は小学校2,390人（前年度比63人増）、中学校864人（前年度比66人増）となっている。

外国人中学生のほとんどは、将来にわたり日本に居住する意向をもっており、中学卒業後の進路は県内公立高校への進学を希望しているが、現実的には多くの外国人生徒が県内公立高校へ進学することが困難な状況である。

県教育委員会は、県内外国人生徒への対応として「外国人特別選抜」を実施しているが、実施校は徐々に増加しているものの、現在6校のみであり、多くの外国人生徒は「外国人特別選抜」実施校を受験したくても、通学可能な地域に実施校がないことや、実施校の定員枠に満たない場合でも不合格になることから、この選抜制度を十分に利用できないでいる。

また、「外国人特別選抜」の出願資格が「入国後の在日期間が3年以内の者」としており、3年を超える生徒には受験資格が与えられていない。

日常生活に必要な基本的な言語能力は、6ヶ月から2年で身につく、学術面での言語能力は、5年から7年かかるという研究報告もなされているように、日本に居住する期間が3年以上の生徒であっても、その多くは、日本語を使いこなすことが、まだまだ不十分であり、一般受験の場合でも国語や社会などの教科でどうしても不利な立場にあり、希望する高校へ進学できないケースが多数存在する。また、進学できない生徒たちの多くは就職せざるを得ないが、中学校卒業者の就職口は極めて限られており、外国人生徒の教育を受ける権利を確保するため、公立高校における受け入れ体制を拡充していくことが喫緊の課題となっている。

3. 「さわやか相談員」を全額県費負担で、公立中学校全校に配置すること。

＜要請の根拠＞

平成8年度、全国に先駆けて中学校に配置したさわやか相談員は、10年を経て、本年度よりその設置を市町村に移管することとした。移管にあたっては、市町村の教育相談活動の幅を広げ、より効果的な対応をとることができるよう相談員の配置に対する助成金制度を導入し、その経費の3分の2を県が支援することとしているが、相談員の役割、必要性については、市町村において十分理解はされているものの、これまで全額県費負担であったものが、市町村に3分の1の負担を求めることについて、市町村財政は更に厳しさを増すこととなり、さわやか相談員の賃金、労働条件は、県のモデル案を示しているものの、相談員の身分や配置方法、相談員の勤務条件は市町村によって、格差が生じている。

教育は、一人ひとりの子どもの社会的自立を保障するライフラインであり、同時に、子どもと社会の将来を決定する未来投資である。また、学校教育は、すべての子どもの学ぶ権利を実現し、生涯にわたって学び続ける基礎となる教養を形成しなければならない。

埼玉県における平成18年度の不登校児童・生徒数は、小学校では5年ぶりに増加に転じ1,362人（前年度比42人増）で全国5位、中学校では2年連続で増加し6,279人（前年度比380人増）で全国4位の多さとなっている。

いじめ、不登校対策の重要性の視点に立ち、さわやか相談員の全額県費負担による公立中学校全校配置が必要と考える。

Ⅷ. 人権・男女平等政策

1. 児童虐待の早期発見と防止に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 早期発見のため、児童虐待防止法における県民の通告義務（児童虐待防止法第6条1項／・児童福祉法25条）について、県民に対する啓発及び広報の徹底を図ること。
- (2) 児童虐待を早期に発見できるよう県内すべてに「要保護児童対策地域協議会」が設置されているが、児童虐待の兆候を見逃さないために、参加機関や地域の関係機関が連携を深めながら効果的対応を図ること。
- (3) 児童相談所は虐待を行った保護者に対してのケアや治療を充実させるとともに、自立、家族再統合や養育機能の再生・強化に向けた効果的なプログラムを開発し実施すること。

<要請の根拠>

- (1) 全国の児童相談所が受け付けた平成18年度の児童虐待相談受付件数は、過去最多だった昨年度よりも3,000件近く増え、37,343件に上ることが、厚生労働省の調査結果から明らかとなっている。虐待はここ数年、増加の一途をたどっており、全国的に深刻の度を増している。

埼玉県内の児童相談所における児童虐待相談受付件数は、平成18年度2,287件と過去最多となっており、児童虐待防止法施行前の平成11年度691件に比べ3.3倍と増加し表面化している。このうち虐待を受けている子どもの年齢は、0歳から就学前までの乳幼児が半数近くを占めている。

さらに、県内では死に至る痛ましい児童虐待事件が起きている。虐待の兆候をキャッチしていたにも関わらず、近隣の市民から児童相談所への虐待の通告はされていない。虐待で命を落とすという大事に至らないためには、ささいなことでも通告することが大切である。

- (2) 厚生労働省が行った「平成17年児童虐待死51例(死亡数56人)」の調査では、保育所や医療機関が死亡前に子どもと接触しながら、児童相談所に通告がなかったケースが23例あったことが分かっている。さらに、家庭と接点がある機関が虐待を見抜けない割合は45%に増加している。

虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多い。このため、関係機関が一堂に会し、情報交換を行い共通の認識に立ち、それぞれの役割分担を協議する「要保護児童対策地域協議会」の役割は大きく、各関係機関の連携を深めながら早期発見並びに効果的対応を図ることが求められている。

- (3) 保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び虐待をすることがなくなり、親子がともに生活できるようになることが、子どもにとっても保護者にとっても最良の解決策であることから、虐待を受けた子どもに安心できる生活を保障するために、虐待を行った保護者に対するケアや治療を充実させるとともに、家族への支援として

自立、家族再統合や養育機能の再生・強化に向けたプログラムを開発し実施することが必要とされている。

以 上

2007年度

地域協議会

対市町村 政策・制度要請

8分野 28項目

I. 総合経済・産業政策

1. 団塊世代をはじめとする中高年層が退職後も、優れた知識や経験を活かして地域で活躍できる社会の構築にむけて、県と市町村が一体となって、団塊世代や中高年の退職後の就職や起業、NPO・ボランティア活動などの支援をおこなうために、各市町村における「団塊世代活動支援センター」を設置すること。

<要請の根拠>

高齢社会が益々進展するなかで、労働力不足、技能・技術の伝承、後継者問題などへの対応が求められている。

このような中で、2007年問題といわれる団塊世代の定年退職が本年から始まった。埼玉県地域労使就職支援機構の調査によると「定年退職後も働く意志がある」方が80%、その内で現在の勤務先を望む方が60%、勤務先以外を望む方が25%、起業・NPO・ボランティアなどを希望している方が10%となっている。

埼玉県は、中小企業の技術支援・再就職・起業・NPO活動など、地域で団塊世代に代表される中高年世代を活力として取り込む仕組みづくりに向けて「団塊世代活動支援センター」を設置し支援活動をスタートした。

「団塊世代活動支援センター」は、各地域（市町村）で取り組んでもらうための「気運・流れ」をつくることを使命とし、3年間の限定設置となっているが、団塊世代や中高年の活躍の場、受け皿は各地域であることから、各市町村においても積極的な「団塊世代への支援体制」の構築が求められる。

2. 埼玉県特有の財産である森林や身近なみどり、農産物など、埼玉の特色を活かした地域活性化策を市町村と一体となって進めること。

- (1) 山林や休耕地などを活用した、自然・緑など埼玉の魅力を県内外に発信できる「観光施設」「農林業体験施設」や「週末や休暇を農山村で過ごすスローライフ施設」「移住場所」など、埼玉県の新名所づくりを行うこと。
- (2) 地域特産品・ブランド品などの『朝市』を推奨し、農業振興と地域活性化をはかること。

<要請の根拠>

- (1) 埼玉県は森林が県土の3分の1を占めているが、林業経営の悪化や担い手の高齢化などから、所有者の努力だけでは十分な管理ができず、森林の荒廃が問題となっている。県においては、森林の持つ公益的機能（水源かんよう機能、地球温暖化防止など）の維持、自然環境保護の観点から県民参加の保全活動の推進が求められている。

また、近年はより安全・安心な農産物に対する消費者ニーズが高まっているが、林業と同様に農業従事者の高齢化により後継者がいなくなった農家・農地などが増えている。

恵まれた自然・首都圏に位置する優位性を活かし、山林や休耕地を有効活用した、観光施設や・体験型の農林業施設、移住場所など、市町村と一体となった名

所づくりが求められる。

- (2) 県産のブランド野菜・花などを広く県内外にPR・販売するために、小規模農家や地域商店街が連携した「朝市」を推奨し、観光スポット化するなど、市町村と一体となった地域活性化の取り組みが望まれる。

3. 公正労働基準と労働関係法の遵守を基準とした「公契約制度」確立に向けて、以下の施策を講じること。

- (1) 公共サービスの質の向上に資する入札制度とするために、価格だけではなく技術力や品質も含めた、総合評価方式を拡充すること。
- (2) 業務委託などにかかわる契約については、透明・公正を確保し、安易な随意契約が横行しないよう競争入札の原則を徹底すること。
- (3) 全ての落札基準に「総合評価方式」を採り入れ、公正労働基準や労働関係法、福祉・環境・人権など、企業の社会的責任を果たしている業者に評価点を加える落札制度とすること。

<要請の根拠>

埼玉県は、建設工事発注においては総合評価方式による入札を実施しており、公共調達改革の具体的な取り組みとして、総合評価方式の拡充を進めている。

各市町村は、「総合評価方式」は談合防止及び工物品質の確保に期待できる制度と考えているものの、実施にあたっては「評価項目や基準の設定」「外部学識経験者の意見の義務付け」などを大きな課題として、県の実施状況を見極めながら導入の検討をする、としているところが殆んどである。

全国知事会は「1,000万円以上の公共工事の入札及び契約については一般競争入札」の方向を決議しているが、全ての落札基準に「総合評価制度」を採り入れ、契約先・依頼先において公正労働基準と労働関係法が遵守される「公契約制度」の確立に向けた積極的な取り組みが求められる。

II. 雇用労働政策

1. 若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めるために、産業界・教育局と連携し小中学生での就業体験や高校生のインターンシップなどを含め有効な対策を講ずること。

<要請の根拠>

高校卒業者への求人倍率は1.65倍と高い水準であるが、職種による差が大きく建設・製造など「ものづくり埼玉」を支える職種において求人倍率は高いが、募集しても人が集まらない状況である。埼玉にも優秀なものづくりの企業が中小を含め多くある。特に中小は認知されていないが全世界のシェアを独占している企業が埼玉には多くある。技能・技術の伝承など今後も埼玉がもの作りを継続発展できる環境をより向上させるためにも、早い段階から若者の就業意識を高める必要がある。

2. 障がい者授産施設自立支援の施策を講ずること。

障がい者授産施設自立支援として、施設の経営能力と付加価値生産能力が向上するような施策を講ずること。また地域内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを広くPRし受注につながるような支援を行うこと。 ⇒【県及び市町村要請】

<要請の根拠>

授産施設で作られた商品の販売は、行政機関を中心とした店舗や販売ルートがほとんどであり、消費者(消費量)も限られている。売り上げを伸ばす事は、仕事量も増え就労意欲向上や施設運営面でも重要と言える。売り上げを伸ばすには、売り上げの量または価格を上げる必要がある。付加価値生産を高めなければ、海外の廉価な商品との競合にさらされてしまう。多種少量生産など大手との違いも必要であるが、施設独自の得意分野のPRなどを行い、価格ではなく付加価値で受注となるような支援が必要である。

3. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの国庫補助の廃止を踏まえ、県内9箇所のサービスセンターの経営自立化をめざし、以下の支援を行うこと。

- (1) 魅力あるサービスセンターへの改善・改革を進めるために、求められるサービス内容やセンター運営などについて、会員ニーズを把握するために県内全てのサービスセンターの会員(事業主と従業員)を対象とした「調査」に協力すること。
- (2) 経営基盤の強化施策の一環として、事業の統合と未設置自治体も含めた広域化による自立経営化をすすめること。
- (3) 社団法人埼玉県労働者福祉協議会(埼玉労福協)が出している、広域化案など改善・改革にむけた具体的な提言及び要請内容を踏まえた積極的な取り組みを行うこと。<埼玉労福協の提言・要請内容：別添>

<要請の根拠>

企業規模間における格差が問題化している中で、中小・零細企業単独では困難な福利厚生について地域の中小企業勤労者と事業主が共同で行う中小企業勤労者福祉

サービスセンターの役割は益々重要となっている。

しかし、一方で提供するサービスメニューの魅力低下などによる会員数の伸び悩みや、国庫補助廃止なども踏まえたセンターの自立運営（経営）が喫緊の大きな課題となっている。

県は「ゆとりとチャンス埼玉プラン」で平成17年度の会員数34,406人を平成23年末までに40,000人とする計画を掲げているが、国庫補助の廃止を踏まえて、県としてより積極的な支援が求められる。

中小企業勤労者福祉サービスセンター設置市町村、及び未設置近隣市町村においては、中小・零細企業に働く企業・勤労者の福利厚生施策として重要な役割を担う「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の経営自立化に向けた積極的な支援が求められる。

Ⅲ. 福祉・社会保障

1. 改正介護保険法の定着・発展に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 各市町村が進める地域の実情に応じた地域密着型サービスの整備を着実に推進すること。
- (2) 介護サービスを地域で利用する方が安心かつ継続的に受けられるよう介護サービスを提供する事業者の運営に関して、介護保険制度の理念に則り適切に行われているか現状をしっかりと把握し、必要な指導を行うこと。

<要請の根拠>

- (1) サービスの普及および適正利用の観点から、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を行うとともに、地域密着サービスの中心である地域包括支援センターの運営にあたっては、各市町村が責任を持って行わなければならない。
- (2) 最近、介護サービスを行う大手事業者の不正行為が発生したことから、事業者の新規指定および更新において、不正請求等の指定取消要件や労働関係法規・通達の遵守を周知・徹底するとともに、各市町村は事業者の状況について十分な把握を行い、改善等必要な指導を行う必要がある。

2. ノーマライゼーションの実現に向けて、障がい者の社会参加のため以下の施策を講ずること。

- (1) 「障害者自立支援法」の施行に伴い、生活に支障をきたしている障がい者や経営難に追い込まれる施設等に対し、必要に応じた財政的支援を検討すること。
- (2) 障がい者の社会参加を阻む心理的バリアの解消に向け、学校等教育の場をはじめ、ホームページでの呼び掛けなどあらゆる場面を活用し、啓発活動を行うこと。
- (3) 障がい者が生活しやすい街づくりを推進するために、公共施設内での音声案内設備の拡充および公共交通機関などの優先席の拡充や料金割引を行うよう、関係機関に働きかけること。

<要請の根拠>

- (1) 自立支援と社会参加の観点から、利用者の実態に応じた障害福祉サービスが適切に行われることが重要である。法の施行に伴いこれまでの応能負担から応益負担になったことから自己負担が増え、生活に支障をきたす障がい者が出ている現状にある。また、障がい者の状況により経営難に追い込まれる施設も派生しており、両者に対する必要に応じた財政的支援を市町村として検討すべきではないかと考える。
- (2) 障がい者の社会参加を阻む要因の一つとして、市民の障がい者に対する意識上のバリアが上げられており、身体障がい者に対する「手助け」、知的障がい者や精神障がい者への「障がい者福祉への理解」などが求められていることから、教育現場での交流学习の実施など、理解活動・啓発活動が必要であると考えられる。
- (3) 障がい者が積極的に街の中に出かけるには、交通・都市環境の整備など県や市町村が一体となり取り組むことが必要であり、公共交通機関等の優先席の設定や

料金割引は現状も行われているが、さらに拡充が望まれている。

IV. 交通政策

1. 全ての市民が安全・快適に利用できる交通の提供に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 交通機関・交通施設のバリアフリー化を推進すること。
- (2) 点字ブロックの整備・維持を行うとともに、交通量の多い交差点の歩行者信号機の音声案内設備を拡充するよう働きかけること。
- (3) 高齢者・障がい者等にとって、生活をする上で欠かせない移動手段である交通網を維持・確保すること。

<要請の根拠>

- (1) ～ (2) 高齢者や障がい者のみならず全ての人が、生活における移動を市民の権利として保障し、交通政策を総合的に推進するためには、県がその推進母体として各市町村に働きかけを行うとともに、必要に応じた財政的支援を県として検討すべきではないか。

特に、高齢者や障がい者が安心して街の中に出かけるためには、交通機関や交通施設のバリアフリー化は喫緊の課題である。また、点字ブロックや交差点での音声案内は視覚障がい者にとって外出時の支えとなるものであり、早急に取り組むべきである。

- (3) 国の規制緩和政策に伴い、不採算のバス路線が廃止されるなど、生活における移動手段の確保が困難になっている地域もあることから、特に高齢者や障がい者が市民生活に必要不可欠な交通路線については、維持・確保に向けて行政として対応すべきと考える。

2. 市民が快適で安心して生活するために、地域内の橋梁の早期点検と補強工事等の必要に応じた対応策を講ずること。

<要請の根拠>

米国ミネソタ州の橋崩落事故の例を挙げるまでもなく、橋の安全性は市民が快適かつ安全に県内道路を通行する上では欠かせないものとなっている。また、新潟県中越沖大地震のように近年大型の地震が頻繁に発生していることから、地域内においても早期点検と、それに対応しての補修工事や架け替えなど対策を行うことが必要と考える。さらに、早期点検による早期補修により橋の延命化を図ることから、安易な架け替えを避けることになり、安全性を確保しつつ財政的にも貢献できるものであり、出来るだけ早期の対応策が求められている。

V. 環境・資源・エネルギー政策

1. 年齢・性別に関係なく安心・安全に暮らせる住環境をめざし、以下の施策を講ずること。

(1) 少子高齢化による地方の過疎化を防止するためにも、若者に魅力のある再開発計画を検討すること。

(2) 市営（公営）住宅居住者の高齢化による防犯・防災などの対策を図ること。

<要請の根拠>

(1) 地域に次代を担う年齢層は必要であり、若者が生活したいと思えるライフステージの整備が重要となる。例えば独特な街並みなどで、景観の差別化に付加価値を見出すべきである。

(2) 昨今では、市営（公団）住宅などで入居者の高齢化が顕著となっている。防犯・防災および減災活動においては、地域組織が取り組むことで効果を挙げているが、この背景には幅広い年齢層がお互いに支えあうシステムが根幹にある。

ただし、入居者保護の観点から、一概に建て替えなどによる強制的な入れ替えではなく、若者をターゲットとした斬新なリフォームの導入や低層階に高齢者優先・高層階に若年家族優先などとした、新たなシステムの構築が必要である。

2. 大規模自然災害時に東京都へ通勤・通学している帰宅難民救済の具体的な取り組みを強化すること。

<要請の根拠>

毎日100万人を超える県民が東京へ通勤・通学している。また、近隣都県から県内へ通勤・通学されている方もおり、帰宅困難者への対応は極めて重要な都市課題として、マスコミを含めた各方面で論じられている。

県との連携はもちろんのこと、地域の企業、商店街、住民による情報収集と情報提供などの機能を含めた、具体的な沿道支援のシステム作りが求められており、東京都からの主要道路が所在する市・町行政の前向きな取り組みが期待されている。

3. 河川の護岸工事は自然環境保護と水質浄化の観点から、天然素材および植物を主体とする護岸方法で施工すること。また、順次改修すること。

<要請の根拠>

全面コンクリートによる護岸は、日光の入射角などで水温上昇を招く一方で、葦などの水生植物には水の浄化作用があることが立証されている。県内の清流化にむけて、河川が本来持つ生態系を復活させるためにも、天然素材を主体とする護岸にする必要がある。

VI. 食品・農林水産政策

1. 農林業の振興と活性化に向け、山林・農地・緑地へ減免・助成・貸付制度の充実を図ること。

<要請の根拠>

市町村合併により、農地などに関わる課税額が町村時より市制へ移行し増加し、各種支援制度なども変更され、税源移譲により住民税も増加し小規模農家は著しい増税となっている。

市街化区域農地は住宅並み課税であり、生産緑地地区の指定を受けなければ農地課税にならず、廃業などによる贈与・相続時に納税のために止むを得ず売却（宅地化）する現象は続いている。

年金の支給開始年齢や企業の高齢者雇用と連動して、貸付条件などは現状に見合った内容へ改善すべきであり、多様化した働き方が進行する現状では、農林業全般においても、実情に見合った兼業範囲を見直す必要がある。

また、森林ボランティアなどによる保全活動は実績を挙げつつあるが、支援団体などへの助成制度の充実が求められている。

清流と田園を守るためには、特に小規模の農林業への対策が必要であり、市内の山林・農地・緑地の減少に歯止めを掛けるためにも、関連する各種減免・助成・貸付制度の改善・充実が求められている。

VII. 教育政策

1. 教員が心身共に健康で、児童生徒と向き合う時間を生みだし、教育活動をさらに充実させるため、学校および県・市町村教育委員会が、それぞれの実態を踏まえ主体的かつ継続的に、教員の恒常的多忙感の解消に取り組むこと。

<要請の根拠>

文部科学省は5月23日、40年ぶりに実施した教員の勤務実態調査の結果を公表している。対象となった公立の小中高校の教員では、1日の平均勤務時間が10～11時間で、恒常的に1日約2時間の残業・持ち帰りとなっている。

これまでの学校は、生徒にとって教育的意義があるという理由で、本来学校が担うべき役割を超え、多くのことを抱えこんできた。また、社会変化等の影響を受け、社会や保護者が学校に求める役割が、以前と比べて確実に増加している。

教員の職務は、発達過程にある児童生徒を相手とし、その人格形成や成長に大きな影響を与えるものであるため、常に緊張感を伴い、また、授業のための準備、教材研究はもとより、校内の分掌業務や外部への文書提出、保護者や地域との対応など、一定時間内に多様な業務を抱えている。また、休憩が日によってはとれないこともあり、多忙感を一層募らせている。

こうした実態を踏まえ、教員が心身共に健康で、意欲を持って教育活動に取り組み、また、児童生徒と向き合う時間をできるだけ多く確保して行くためには、教育委員会と学校現場が一体となって、教員の多忙感の解消に向けた取り組みを積極的に進める必要がある。

Ⅷ. 人権・男女平等政策

1. 児童虐待の早期発見と防止に向けて以下の施策を講ずること

- (1) 児童虐待を早期に発見できるように県内すべてに「要保護児童対策地域協議会」が設置されているが、児童虐待の兆候を見逃さないために、参加機関や地域の関係機関が連携を深めながら効果的対応を図ること。
- (2) 児童相談所は虐待を行った保護者に対してのケアや治療を充実させるとともに、自立、家族再統合や養育機能の再生・強化に向けた効果的なプログラムを開発し実施すること。

<要請の根拠>

- (1) 厚生労働省が行った「平成17年児童虐待死51例（死亡数56人）」の調査では、保育所や医療機関が死亡前に子どもと接触しながら、児童相談所に通告がなかったケースが23例あったことが分かっている。さらに、家庭と接点がある機関が虐待を見抜けない割合は45%に増加している。

虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多い。このため、関係機関が一堂に会し、情報交換を行い共通の認識に立ち、それぞれの役割分担を協議する「要保護児童対策地域協議会」の役割は大きく、各関係機関の連携を深めながら早期発見並びに効果的対応を図ることが求められている。

- (2) 保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び虐待をすることがなくなり、親子がともに生活できるようになることが、子どもにとっても保護者にとっても最良の解決策であることから、虐待を受けた子どもに安心できる生活を保障するために、虐待を行った保護者に対するケアや治療を充実させるとともに、家族への支援として自立、家族再統合や養育機能の再生・強化に向けたプログラムを開発し実施することが必要とされている。

以 上